

はじめに

明治32(1899)年に公布(明治32年2月24日法律第24号)された不動産登記法(同年6月16日施行)が、107年の時を経て、ようやく平成17年にして全部を改正(平成16年6月18日法律第123号)するに至り、その施行(平成17年3月7日施行)直後には、いわゆる「筆界特定制度」等の創設のため、不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年4月13日法律第29号)が、昨年1月20日から施行されたことは記憶に新しい。

この一部改正により、初めて“筆界”が定義(同法第123条第1号)され、「表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」と明記されたことは、特筆するに価する。

即ち、登記された時とは、一般には、明治初期の“地租改正”により、時の大日本帝国政府(明治政府)が、「地券」の交付を以って所有者(持主)として、その所有権を認めた時¹⁾に遡る。それは幕藩時代の検地帳や名寄帳などに記載された、いわゆる「名請人」の所持権²⁾を改めてこの改租作業などにより認めた時であり、俗に言う「原始筆界」が定まった時である。その後、法的に土地の区画(筆界)を人為的に創設する土地区画整理や筆界(境界)確定訴訟による裁判官の確定した筆界、或いは申請人の意思に基づき、登記官の処分によって形成された分筆線などもこの登記された時と考えられている。しかし現在に至っても尚、その登記された時の大半は明治初期の“地租改正”の時である。

“地租改正”と名を換えた全国統一の総検地³⁾に至るまでの経緯、それは幕藩時代の財政基盤確保のための「土地・租税制度」が根源にある。それは即ち、検地による石高制と絶対的な農民への年貢上納義務が課せられ、「検地帳」が封建体制のシンボル⁴⁾とまで言われ、検地における検地帳と土地丈量(地押・地詰・歩詰・分間とも)は、旧慣として後の地租改正、又その前提となる全国地価算定のための「壬申地券」(一般地券とも)交付調査でも踏襲され、その地券大帳の元帳は、検地帳の“のりうつり”⁵⁾でもあった。近世の検地を知ることは、“地租改正”を自ずと知らしめることでもある。

尚、文中の明治以前の年号・月日については、明治5年12月の太陽暦採用⁶⁾までは全て陰暦によるものであり、漢字・ふりがな(古字・略字・異字など)や「読点」・「傍点」・「括弧書き」・「中点(中黒)」・「句点」などは筆者が加筆し、正字体に改めたものもあるが、そのまま用いた場合もある。字句・文言によっては不適な表現、加えて誤字(PCソフト不変換文字含む)・脱字も少なからずあろうかと思う。又、参考文献の引用・抜粋による説明不

足と史料の理解不足は否めない。この点はどうか悪しからずご了承・ご勘弁願ひ、ご叱責賜りたい。

- 1) 「改正地券」(明治8年11月20日地租改正事務局乙第8号「合併地券ヲ廃止シ、一筆一地券トスル」)の裏面冒頭には、「日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ」と明記されている。又、この達により、いわゆる「^{じんしん}壬申地券」(明治5年7月4日大蔵省達第83号「全国一般ニ地券ヲ発行」)で速成を要するために認められていた合併地券は廃止され、「一筆一券」となった。日本土地家屋調査士会連合会『土地境界基本実務Ⅱ』境界鑑定Ⅱ(土地法制)(平成14年、同連合会)35頁・81頁、著者所有明治14年(明治9年改正)廣島縣(安藝國^{やまがた}高宮郡・同山縣郡)の改正地券より
- 2) 幕藩時代の「所持」とは、大きく分け三通りの説があり、第一は、領主(幕藩主など)を所有者とし、名請人は土地を単に占有(保有・耕作権)したに過ぎない「領主的土地所有説」である。第二は、名請人(名主・請人・地主とも)こそが土地所有者であり、領主は年貢諸役の賦課・徴収権をもつに過ぎないとする「農民土地私有説」であり、第三は、領主と名請人が、所有の内実を異にしながらも、共に所有者として土地に関っていたとする「重疊的土地所有権説」がある。何れにしても、検地帳に登録された時から、領主への絶対的な年貢上納義務を課せられた作人であったことには相違ない。渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』(2002年、山川出版社)249～250頁、児玉幸多『江戸時代の農民生活』(昭和23年、大八洲史書)51頁
- 3) 惣検地とも書き、総(惣)国検地・^{くにじゅう}國中検地・一円検地・領内検地・一国検地とも呼ばれる。神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983年、教育社)27頁～28頁
- 4) 福島正夫『地租改正の研究』(オンデマンド版)(2003年、有斐閣)211頁
- 5) 同書202頁・326頁
- 6) 明治5年(1872)11月9日太政官布告第337号を以って「今般改曆ノ儀別紙詔書^{しょうじょ}ノ通被仰出^{おおせいだされ}候条此旨相達候事」と布告され、従来の陰曆(天保曆^{てんぽう})に代わり明治5年12月3日を以って明治6年1月1日とする太陽曆が採用された。朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)・広島県立文書館収蔵資料(明治の県令達)参考

参 考

明治14(1881)年~同17(1884)年までの安藝國山縣郡今田村の『改正地券』北広島町清水義彦氏蔵



73筆(8町1反3畝8歩=24,398坪=80,654.55㎡)の一部

BACK

NEXT